

教育長
各部・局長 様
各課・所長

副 市 長

平成 19 年度予算編成方針について（通知）

昨年度まで公債費負担の健全度をあらわす指標として最も一般的だったのは「起債制限比率」でした。これは普通会計の元利償還金を標準財政規模で割った数値ですが、これに対し自治体の実質的な負債をあらわす新しい指標として導入された「実質公債費比率」は、分子の元利償還金に下水道事業などの公営企業会計に対する繰出金や広域連合に対する負担金を加えたものであります。

従来の指標である起債制限比率は本市は 11.9%であり、県内市町村の平均である 12.1%を下回っています。一方、実質公債費比率は 21.1%となっており県内で 2 番目に高い数値となっています。また県内市町村の平均は 17.5%であります。

そして本年度から、地方債の許可制度は廃止され、県知事等と協議を行う制度に移行したのですが、実質公債費比率が 18%以上となった地方公共団体は、地方債の発行にこれまでどおりの許可が必要で公債費負担適正化計画を策定し、その内容が適当なものでなければ、地方債の発行が制限される場合があります。また比率が 25%以上になると一般単独事業債などの起債制限を受けることとなります。

本市では、実質公債費比率が 18%を超えたため公債費負担適正化計画を策定したところですが、内容は今後 10 年間の建設事業を想定しその事業に充当する地方債の発行額、その地方債の元利償還金及び交付税措置額などを考慮しています。その結果、実質公債費比率は今後も少しずつ上昇を続け、平成 22 年度に 23.2%とピークを迎え、その後徐々に減少し 18%を下回るのは平成 27 年度と予想されます。この実質公債費比率を低下させるための即効性のある有効な対処法は無いことから、今後の新規建設事業は公債費負担適正化計画に沿って進められることとされているため抑制せざるを得ません。

また、本年 8 月に発表された地方財政収支仮試算によれば、地方交付税が 2.5%の減、臨時財政対策債が 6.3%の増となっており、両者の合計は 1.1%の減と見込まれます。また、減税補てん債は廃止され、地方特例交付金は 42.7%の減となります。この増減率を本市に当てはめてみますと地方交付税と臨時財政対策債との合計で 2 億円の減、減税補てん債と地方特例交付金との合計で 1 億円の減となります。また市税は税源移譲などにより 4 億円増額となる見込みですが、所得譲与税は廃止となるため 4 億円減額になります。このため、平成 19 年度は、18 年度と比較すると一般財源ベースで 3 億円程度の減額が予想されます。

本市を取り巻くこのような厳しい財政状況を十分に考慮し、合併による効率化に努め、将来にわたって持続可能な財政運営を目指さなくてはなりません。したがって、歳入においては、国に対する税財源の確保を継続的に働きかけるとともに収納対策本部のもと財源確保に努め、歳出においては、削減することが可能な経費が毎年のように縮小していますが、さらに経常的経費の節減を図りつつ、新規事業については原則認めないこととし、政策方針に基づき事務事業における昨年度の振り返り（評価）を行なうとともに、公債費負担適正化計画及び昨年度策定した財政健全化計画を忠実に実行する取り組みを進めます。